

証券コード 7531
2023年3月7日

株 主 各 位

大阪市西区九条南三丁目1番20号
清和中央ホールディングス株式会社
代表取締役社長 阪 上 正 章

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。下記ウェブサイトにある「株主・投資家情報」、「株主情報」、「株主総会」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト

(<http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記または電子提供措置事項として上記ウェブサイト掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後5時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号
御堂筋本町アーバンビル11階
鐵鋼會館 5・6号会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第69期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 下記の事項は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求された株主様へご送付している書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

株主総会へのご出席につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。当社では、株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。

あらかじめご了承くださいませよう、よろしくようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。31頁以降または電子提供措置事項として1頁記載のウェブサイトに掲載している株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法について

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年3月28日(火曜日)午後5時00分受付分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2023年3月28日(火曜日)午後5時00分到着分まで

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年3月29日(水曜日)午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2023年3月28日(火曜日)午後5時00分までに**、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業の設備投資やウィズコロナの各種政策効果が見られたものの、エネルギーや食料品を中心とした物価上昇が個人消費の回復を遅らせ、また昨年より続く半導体等の供給制約も解消されず、景気は盛り上がり欠ける状況が続きました。一方、世界経済におきましては、ウクライナ情勢の長期化、中国のゼロコロナ政策、さらには欧米を中心とした金融引締めなどが影響し、景気の持ち直しの動きに足踏みが見られました。

鉄鋼業界におきましては、半導体不足の問題が続いた自動車関連は生産計画の未達状況が続きましたが、高水準の着工が続く大型建築物や増産体制の建設機械等に鉄鋼需要は支えられました。一方、鉄鋼価格については、年前半は資源価格の急騰により上昇しましたが、年後半には海外価格の低迷や資源価格の急落により徐々に下落傾向に転じました。

このような経営環境下において当社グループは、仕入面においては在庫の適正化に注力し、販売面においては適切な販売量の確保と販売価格の設定に重点を置き、きめ細かく営業活動を展開してまいりました結果、当連結会計年度の売上高は575億50百万円（前年同期比26.8%増）となりました。利益面につきましては、在庫品の販売スプレッドが縮小したことが影響し、営業利益は8億6百万円（前年同期比44.6%減）、経常利益は9億27百万円（前年同期比41.1%減）、法人税等を差引いた親会社株主に帰属する当期純利益は6億10百万円（前年同期比42.5%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用したことにより、従来の会計処理方法を適用した場合に比べて、当連結会計年度の売上高は33億7百万円減少、売上原価は32億53百万円減少、営業利益は53百万円減少、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ27百万円減少しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、当連結会計年度事業実績に鑑みて、1株あたり普通配当30円としてお諮りさせていただきます。

(セグメント別業績)

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	売 上 高 (百万円)	前期比増減率 (%)
西日本	28,264	18.0
東日本	29,268	36.5
その他	809	47.9
計	58,342	27.0
セグメント間の内部売上高又は振替高	△792	—
連結計算書類の売上高	57,550	26.8

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第 66 期 (2019年12月期)	第 67 期 (2020年12月期)	第 68 期 (2021年12月期)	第 69 期 [当連結会計年度] (2022年12月期)
売 上 高 (百万円)	52,910	42,005	45,395	57,550
経 常 利 益 (百万円)	899	282	1,575	927
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	598	145	1,060	610
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	152.94	37.07	270.03	154.99
総 資 産 (百万円)	34,520	27,085	36,370	47,190
純 資 産 (百万円)	14,202	14,079	15,365	16,059
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	3,566.47	3,537.76	3,838.94	4,016.09

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
清 和 鋼 業 株 式 会 社	300百万円	100.0%	鋼材販売事業
中 央 鋼 材 株 式 会 社	100百万円	96.2%	鋼材販売事業・不動産賃貸事業
大 宝 鋼 材 株 式 会 社	75百万円	※ 100.0%	鋼材販売事業
清 和 サ ー ビ ス 株 式 会 社	20百万円	※ 100.0%	鋼材荷役および保管管理事業

(注) 1. 中央鋼材(株)の出資比率は自己株式を控除して計算しております。
2. ※印は子会社の出資による比率であります。

② 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
清 和 鋼 業 株 式 会 社	大阪市西区九条南三丁目1番20号	4,239百万円	16,118百万円

(6) 対処すべき課題

わが国経済においては、今後、脱コロナに向けた力強い取組みと物価上昇に伴う賃金対策により個人消費が回復し、また一昨年より続く供給制約が緩和され輸出や生産が持ち直していくことが期待されております。しかしながら、世界的な金融引締めが続いており、世界経済の成長が一層停滞すれば国内景気にとっても大きな押し下げ要因となる懸念があります。

鉄鋼業界におきましては、需要面では自動車の挽回生産は徐々に進展するものと思われ、また大型の建築需要も好調を維持する見通しです。一方、海外に比べ上がり過ぎた鉄鋼価格は調整局面をむかえており、生産・需要の世界の過半数を占める中国の動向など、十分注意が必要となっております。

当社グループといたしましては、かかる環境に対応すべく、さらに経営基盤を強化し、存在感ある企業を目指します。

①ワンストップ機能の拡充

顧客志向に即した豊富な商品ラインアップを図り、大口・小口を厭わない効率的な荷捌き・配送の仕組みを確立し、現物・即納体制の強化に努めます。また自社加工設備の活用と多くの協力会社との連携によって、一次加工からハイレベルな加工にも積極的に取り組み、あらゆる顧客志向に一貫して応じることのできる体制を一層強化してまいります。

②業務効率化

社員のより効率的な働き方を実現するため、デジタル技術の活用と社員一人一人の意識改革を推進するなど、ハード面・ソフト面の積極的な改革に取り組んでまいります。また効率的な業務処理と営業支援を最大限に発揮できる新基幹システムの開発・運用することで、さらなる生産性の向上を図ってまいります。

③人材戦略

多様化した顧客ニーズに対応する鋼材のエキスパートになれるよう、研修や資格取得等の取り組みを通じて人材の育成に努め、通年採用やキャリア採用等による優秀な人材発掘、当社グループへの定着化を図ってまいります。

(7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、当社および子会社5社で構成され、鋼材の卸売を主な事業内容としており、当事業に関連する加工、請負工事、荷役業務、さらに不動産賃貸事業も行っております。

(8) 主要な営業所および倉庫・工場 (2022年12月31日現在)

- ① 当 社 大阪市西区九条南三丁目1番20号
- ② 子会社等
 - 清和鋼業株式会社 大阪市西区
 - 支 店 九州支店 (北九州市若松区)
 - 岡山支店 (岡山県都窪郡)
 - 営業所 和歌山店 (和歌山県岩出市)
 - 倉 庫 堺スチールセンター (堺市堺区)
 - 九州倉庫 (北九州市若松区)
 - 岡山倉庫 (岡山県都窪郡)
 - 和歌山倉庫 (和歌山県岩出市)
 - 中央鋼材株式会社 東京都中央区
 - 支 店 東北支店 (宮城県岩沼市)
 - 事業部 鉄構事業部 (茨城県古河市)
 - 倉庫・工場 浦安鉄鋼センター (千葉県浦安市)
 - 浦安H形鋼センター (千葉県浦安市)
 - 岩沼鉄鋼センター (宮城県岩沼市)
 - 古河工場 (茨城県古河市)
 - 第二工場 (栃木県小山市)
 - 第三工場 (栃木県栃木市)
 - 小山工場 (栃木県小山市)
 - 岩沼第一工場 (宮城県岩沼市)
 - 岩沼第二工場 (宮城県岩沼市)
 - 岩沼第三工場 (宮城県岩沼市)
 - 岩沼第四工場 (宮城県岩沼市)
 - 大宝鋼材株式会社 大阪市西区
 - 清和サービス株式会社 堺市堺区
 - 北進サンワ株式会社 埼玉県八潮市

(9) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
244名	5名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託36名を除いております。

(10) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,550百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,200百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 3,945,100株
- ③ 株主数 542名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
エ ス ケ ー 興 産 株 式 会 社	575,800	14.62
株 式 会 社 ワ イ エ ム ピ ー	558,000	14.17
阪 上 正 章	433,780	11.02
大 和 製 罐 株 式 会 社	377,800	9.59
阪 上 恵 昭	320,400	8.14
東 洋 商 事 株 式 会 社	149,500	3.80
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	130,000	3.30
加 藤 匡 子	121,700	3.09
小 田 敏 花	96,500	2.45
コ ン ド ー テ ッ ク 株 式 会 社	60,000	1.52
フ ル サ ト 工 業 株 式 会 社	60,000	1.52

(注) 持株比率は自己株式 (7,409株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	阪 上 正 章	清和鋼業(株)代表取締役 中央鋼材(株)取締役会長 清和サービス(株)代表取締役 エスケー興産(株)代表取締役
専 務 取 締 役	阪 上 恵 昭	管理本部長 清和鋼業(株)専務取締役営業本部長
取 締 役	伊 吹 哲 男	経営企画部長 清和鋼業(株)取締役営業第2部長 大宝鋼材(株)代表取締役
取 締 役	後 藤 信 三	中央鋼材(株)代表取締役 清和鋼業(株)取締役
取 締 役	草 野 征 夫	
常 勤 監 査 役	上 山 公	清和鋼業(株)監査役
監 査 役	岸 保 典	
監 査 役	小 西 弘 之	小西弘之税理士事務所 所長 田岡化学工業(株)社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役草野征夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役上山 公、岸 保典、小西弘之の3氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役草野征夫氏および監査役上山 公氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 監査役小西弘之氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および各社外監査役との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および訴訟費用による損害等について、当該保険契約より填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由が定められております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役等であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の概要は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役報酬は、持続的な企業価値向上に向け、当社に適任である人材の確保・維持を目的に、基本報酬として固定報酬および退職慰労金を支払うこととする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬である月例の固定報酬は、役位・職責・実績・在任年数に応じ、他社水準・従業員の給与水準・業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。また退職慰労金は、役位別に定めた役員退職慰労金支給規程に基づき、退任後に支払うこととする。

・業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容に関する事項

当社事業に鑑み、中・長期的な経営での成果として基本報酬を重視するため、業績連動報酬等および非金銭報酬等は支給しないこととする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、透明性および客観性を確保するため、社外取締役が座長を務める任意の諮問機関「報酬等諮問会議」で審議・答申を受け決定することとする。

- ロ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ・ 取締役の報酬限度額は、1997年3月26日開催の第43期定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし使用人員給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。
 - ・ 監査役の報酬限度額は、1996年3月28日開催の第42期定時株主総会において、年額15百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
- ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
- ・ 委任を受けた者の氏名ならびに当社における地位および担当
 当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、代表取締役社長阪上正章に対して委任することを決定いたしました。
 - ・ 委任した権限の内容
 委任した権限の内容は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に従って、取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定することです。
 - ・ 委任した理由
 上記受任者が事業運営の実態および取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切に判断できるため委任いたしました。
 - ・ 委任した権限が適切に行使されるようにするために講じた措置
 上記受任者による取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、委任した権限が適切に行使されるようにするため、社外取締役が座長を務める任意の諮問機関「報酬等諮問会議」で審議・答申を受けました。
- 二. 取締役および監査役の報酬等の額

	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役分)	3名 (1名)	66,540千円 (5,220千円)
監 査 役 (うち社外監査役分)	3名 (3名)	9,240千円 (9,240千円)
合 計 (うち社外役員分)	6名 (4名)	75,780千円 (14,460千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度中の人員は、取締役5名、監査役3名ですが、うち取締役2名は無報酬であり、上記人員には含んでおりません。
 3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額7,380千円（取締役3名分6,540千円、監査役3名分840千円）が含まれております。
 4. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は1,300千円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役上山 公氏は、清和鋼業株式会社の監査役であります。清和鋼業株式会社は当社の100%出資子会社であります。
- ・ 監査役小西弘之氏は、小西弘之税理士事務所の所長および田岡化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と小西弘之税理士事務所および田岡化学工業株式会社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 (社外取締役につき、期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
取 締 役	草 野 征 夫	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しており、金融機関を中心に培った経営者としての豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。また、任意の諮問機関である報酬等諮問会議の座長を務め、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監 査 役	上 山 公	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席、また監査役会11回の全てに出席しており、鉄鋼業界における豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。また、任意の諮問機関である報酬等諮問会議の委員を務め、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	岸 保 典	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席、また監査役会11回の全てに出席しており、鉄鋼業界における豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。
	小 西 弘 之	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席、また監査役会11回の全てに出席しており、主に税理士としての豊富な経験と幅広い見識から有益な意見や率直な発言など適宜行っております。

(3) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(注) 2022年3月30日開催の第68期定時株主総会において太陽有限責任監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人は退任いたしました。

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る報酬等の額	38,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 会計監査人の報酬等について当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると認め同意いたしました。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会社の体制および方針

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および使用人は、社会の構成員として、「社員倫理規程」に基づき、社会規範・倫理観をもって行動し、法令を遵守するとともに経営の効率性を高めて、会社の永遠の発展に貢献する。

取締役は、忠実に業務を執行し、「内部通報規程」の設置等コンプライアンス体制の整備・強化に努める。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類については、法令および「文書管理規程」等により適切に作成・保存し、情報漏洩を防止する。
- ・個人情報および個人データに関しては、「個人情報保護規程」の遵守を徹底する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループ全体的なリスク管理の精度を上げるため、当社グループの取締役および事業子会社取締役・執行役員等で構成される「リスク管理委員会」を設置し「リスク管理規程」に基づき、適切な対応を適時検討する。
- ・当社グループ各部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行う。
- ・当社グループ各部門の長は、想定されるリスクを洗い直し、対応策の検討や教育を行うための管理体制を整備する。
- ・不測の事態発生の場合は、代表取締役社長の指揮下、迅速に損害を抑制する横断的な体制を整える。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定のスピードアップを図るとともに、法令に定められた事項や当社グループの経営に関する重要事項については、慎重に意思決定を行う。
- ・当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、担当部門ごとの業績目標を明確化し、責任を明らかにする。

- ホ. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の経営については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に協議し、経営成績、財務状況等については定期的に当社取締役会に報告を行う。
 - ・子会社は、当社との連携・情報の共有化を行いながら、規模、事業の特性等を踏まえて、当社と連携し、内部統制システムを整備することを基本とする。
 - ・子会社の管理状況および業務執行状況に対し、内部監査室長は当社グループの監査役と連携し、定期的に監査を行う。
- ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、必要に応じて監査役スタッフを設置する。監査役スタッフを設置した場合は、その指揮・命令等は監査役の下にあり、独立性を確保する。
- ト. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したときは、監査役または内部監査室長に報告する。また、当該報告に関して不利な取扱いを禁止するとともに、内部通報窓口を設け、その旨を周知する。
 - ・内部監査室長は、監査役と協議のうえ、定期的または不定期的に内部監査した部門のリスク管理体制について報告する。
- チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、会計監査人、内部監査室長等と緊密な連携および情報交換を行い、相互補完、相互牽制を図りながら監査の実効性を高める。
 - ・監査役は、必要に応じて代表取締役社長と意見を交換する。
 - ・監査役が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家を任用するための費用の支出等当該職務の執行について生ずる費用を求める場合、当社は職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- リ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況
- ・当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から接触を受けた場合、不当要求は一切受けず、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨む。

- ・当社は、企業防衛を目的とした外部団体に所属し、反社会的勢力に関する防衛指導を受けるとともに情報交換および情報の共有化を図る。また、対応統括部署は総務部とし、警察当局、顧問弁護士等との連携を図りながら、必要に応じて関連部署と協議のうえ対応する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、特に当社の内部監査室が中心となってモニタリングし、必要が認められた場合には適時改善を進めております。

ロ. コンプライアンス

上記①の方針に基づいた運用を行っていることに加え、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも整備し、連携を図ることでグループ全体のコンプライアンス向上に努めております。

ハ. リスク管理

当社およびグループ各社は、定期的にはリスク管理委員会を開催し、想定されるリスクに関して適切な対応を適時検討しております。

二. 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満は切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	36,416,732	流動負債	29,462,553
現金及び預金	1,155,689	支払手形及び買掛金	18,898,649
受取手形及び売掛金	19,064,460	有償支給取引に係る負債	1,659,724
商 品	7,235,044	短期借入金	3,650,000
前 渡 金	7,527,270	未払法人税等	129,145
そ の 他	1,511,366	前 受 金	4,540,631
貸倒引当金	△77,097	賞与引当金	24,733
固定資産	10,773,283	役員賞与引当金	43,000
有形固定資産	7,495,265	そ の 他	516,668
建物及び構築物	1,633,683	固定負債	1,668,162
機械装置及び運搬具	687,619	繰延税金負債	978,414
土 地	5,130,237	退職給付に係る負債	205,331
そ の 他	43,724	役員退職慰労引当金	280,670
無形固定資産	734,574	そ の 他	203,746
ソフトウェア	160,158	負債合計	31,130,715
そ の 他	574,415	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,543,443	株 主 資 本	14,846,497
投資有価証券	1,709,128	資 本 金	767,562
繰延税金資産	3,177	資 本 剰 余 金	633,602
そ の 他	831,138	利 益 剰 余 金	13,471,444
		自 己 株 式	△26,112
		その他の包括利益累計額	967,620
		その他有価証券評価差額金	967,620
		非支配株主持分	245,183
		純資産合計	16,059,301
資産合計	47,190,016	負債及び純資産合計	47,190,016

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		57,550,232
売上原価		52,152,526
売上総利益		5,397,705
販売費及び一般管理費		4,590,938
営業利益		806,766
営業外収益		
受取利息及び配当金	31,514	
仕入割引	55,888	
助成金収入	12,051	
その他	29,080	128,534
営業外費用		
支払利息	6,776	
その他	729	7,506
経常利益		927,795
特別損失		
固定資産除却損	4,310	4,310
税金等調整前当期純利益		923,484
法人税、住民税及び事業税	343,086	
法人税等調整額	△32,839	310,247
当期純利益		613,237
非支配株主に帰属する当期純利益		2,831
親会社株主に帰属する当期純利益		610,406

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	767,562	633,602	13,033,531	△26,112	14,408,584
会計方針の変更による累積的影響額			△7,068		△7,068
会計方針の変更を反映した当期首残高	767,562	633,602	13,026,463	△26,112	14,401,516
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△165,425		△165,425
親会社株主に帰属する当期純利益			610,406		610,406
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	444,981	-	444,981
当 期 末 残 高	767,562	633,602	13,471,444	△26,112	14,846,497

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	711,803	711,803	245,052	15,365,441
会計方針の変更による累積的影響額				△7,068
会計方針の変更を反映した当期首残高	711,803	711,803	245,052	15,358,372
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△165,425
親会社株主に帰属する当期純利益				610,406
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	255,816	255,816	131	255,947
当 期 変 動 額 合 計	255,816	255,816	131	700,928
当 期 末 残 高	967,620	967,620	245,183	16,059,301

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	4,808,548	流動負債	4,820,423
現金及び預金	60,285	短期借入金	4,700,000
短期貸付金	4,550,000	未払金	66,676
その他	198,262	未払費用	9,085
固定資産	11,309,831	未払法人税等	11,224
有形固定資産	770,447	預り金	26,707
建物	83,576	賞与引当金	4,100
構築物	28	その他	2,630
機械及び装置	0	固定負債	660,524
工具、器具及び備品	2,855	繰延税金負債	381,972
土地	680,828	退職給付引当金	36,668
建設仮勘定	3,160	役員退職慰労引当金	224,280
無形固定資産	711,993	その他	17,603
ソフトウェア	141,113	負債合計	5,480,948
ソフトウェア仮勘定	570,880	(純資産の部)	
投資その他の資産	9,827,389	株主資本	10,637,431
関係会社株式	9,792,186	資本金	767,562
その他	35,203	資本剰余金	633,602
		資本準備金	633,602
		利益剰余金	9,262,378
		利益準備金	52,762
		その他利益剰余金	9,209,616
		固定資産圧縮積立金	67,692
		別途積立金	5,550,000
		繰越利益剰余金	3,591,923
		自己株式	△26,112
		純資産合計	10,637,431
資産合計	16,118,379	負債及び純資産合計	16,118,379

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
営 業 収 益		809,248
営 業 費 用		408,337
営 業 利 益		400,910
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,760	
そ の 他	246	13,006
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,657	7,657
経 常 利 益		406,259
税 引 前 当 期 純 利 益		406,259
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	33,500	
法 人 税 等 調 整 額	△3,885	29,614
当 期 純 利 益		376,645

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
		資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 計
						固 定 資 産 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	767,562	633,602	633,602	52,762	67,692	5,550,000	3,380,702	9,051,157	△26,112	10,426,210	10,426,210	
当 期 変 動 額												
剰余金の配当							△165,425	△165,425		△165,425	△165,425	
当 期 純 利 益							376,645	376,645		376,645	376,645	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	211,220	211,220	-	211,220	211,220	
当 期 末 残 高	767,562	633,602	633,602	52,762	67,692	5,550,000	3,591,923	9,262,378	△26,112	10,637,431	10,637,431	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

清和中央ホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉秀康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田充規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、清和中央ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

清和中央ホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉秀康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田充規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、清和中央ホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

清和中央ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 上山 公 ㊟

監査役 岸 保典 ㊟

監査役 小西 弘之 ㊟

(注) 監査役上山 公、岸 保典及び小西弘之は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第69期の期末配当につきましては、安定的な配当を継続することを基本としつつ、業績、経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額 118,130,730円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	さか がみ まさ あき 阪 上 正 章 (1950年1月14日生)	1974年4月 清和鋼業(株) (現 当社) 入社 1988年2月 当社専務取締役営業本部長 1989年4月 当社代表取締役社長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 清和鋼業(株)代表取締役 中央鋼材(株)取締役会長 清和サービス(株)代表取締役 エスケー興業(株)代表取締役	433,780株
〔取締役候補者とした理由〕 阪上正章氏は、永年にわたり当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を担っており、そのリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。			
2	さか がみ よし あき 阪 上 恵 昭 (1951年10月1日生)	1977年4月 清和鋼業(株) (現 当社) 入社 1989年2月 当社取締役営業第1部長 1993年1月 当社取締役営業本部長 1993年3月 当社常務取締役営業本部長 2008年7月 当社常務取締役管理本部長 2019年4月 当社専務取締役管理本部長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 清和鋼業(株)専務取締役営業本部長	320,400株
〔取締役候補者とした理由〕 阪上恵昭氏は、当社の管理本部長および当社グループである清和鋼業株式会社の営業本部長としての職責を果たしており、鉄鋼業界および当社グループの事業内容に精通するとともに、会社経営および営業部門の豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	伊 吹 哲 男 (1956年9月4日生)	1979年3月 清和鋼業(株) (現 当社) 入社 2003年11月 当社執行役員営業第1部長 2009年1月 清和鋼業(株)執行役員営業第2部長 2009年3月 同社取締役営業第2部長 (現任) 2015年2月 大宝鋼材(株)代表取締役 (現任) 2021年3月 当社取締役経営企画部長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 清和鋼業(株)取締役営業第2部長 大宝鋼材(株)代表取締役	3,400株
	<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>伊吹哲男氏は、当社の経営企画部長ならびに当社グループである清和鋼業株式会社の取締役営業第2部長および大宝鋼材株式会社の代表取締役としての職責を果たしており、鉄鋼業界および当社グループの事業内容に精通するとともに、会社経営および営業部門の豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
4	後 藤 信 三 (1950年5月16日生)	1973年4月 三菱商事(株) 入社 2000年4月 同社 鋼板事業部長 2002年6月 同社 長崎支店長 2005年10月 (株)メタルワン 入社 2007年1月 同社 名古屋支社長 2010年3月 当社取締役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 中央鋼材(株)代表取締役 清和鋼業(株)取締役	500株
	<p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>後藤信三氏は、三菱商事株式会社、株式会社メタルワンで鉄鋼事業の要職を経験し、現在は当社グループの中央鋼材株式会社で代表取締役としての職責を果たしており、鉄鋼業界および当社グループの事業内容に精通するとともに、会社経営の豊富な経験を有していることから、引き続き当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	草野征夫 (1944年1月1日生)	1966年4月 日本銀行 入行 1988年10月 同行 考査局考査役 1996年3月 (株)福徳銀行 専務取締役 2003年3月 アメリカンファミリー生命保険会社(現 アフラック生命保険(株)) 特別顧問 2005年6月 一般社団法人大阪銀行協会 専務理事 2005年6月 カメイ(株) 社外監査役 2010年6月 兵庫県信用農業協同組合連合会 員外監事 2017年5月 学校法人芦屋学園 理事 2019年3月 当社取締役(現任)	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由および社外取締役として果たすことが期待される役割]</p> <p>草野征夫氏は、金融機関を中心に経営者として豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有し、さらには十分な独立性を備えており、経営全般に対する有益な意見や率直な発言を経営監督機能の強化に活かすことを期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 草野征夫氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件を満たしております。
3. 当社は草野征夫氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。
4. 草野征夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告13頁に記載のとおりです。本議案でお諮りする取締役候補者の各氏は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合には引き続き被保険者となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役上山 公氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社株式の数
えん 圓 たか 隆 いち 一 (1953年7月13日生)	1974年4月 日鐵鋼機(株) (現 大阪製鐵(株)) 入社 2008年6月 同社 総務部部長 2012年6月 同社 参与総務部部長兼内部統制グループリーダー 大阪物産(株)取締役 2016年4月 大阪物産(株)代表取締役社長	0株
[社外監査役候補者とした理由] 圓 隆一氏は、鉄鋼業界における豊かな経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する監視や適切な助言等を当社の監査体制に活かすことを期待し、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者は、2019年6月まで当社グループの取引先である大阪製鐵株式会社の子会社の大阪物産株式会社の役員であり、同社における地位に関する事項は「略歴」に記載のとおりです。
4. 当社は圓 隆一氏が選任された場合は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告13頁に記載のとおりです。本議案でお諮りする監査役候補者が選任された場合は当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます上山 公氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

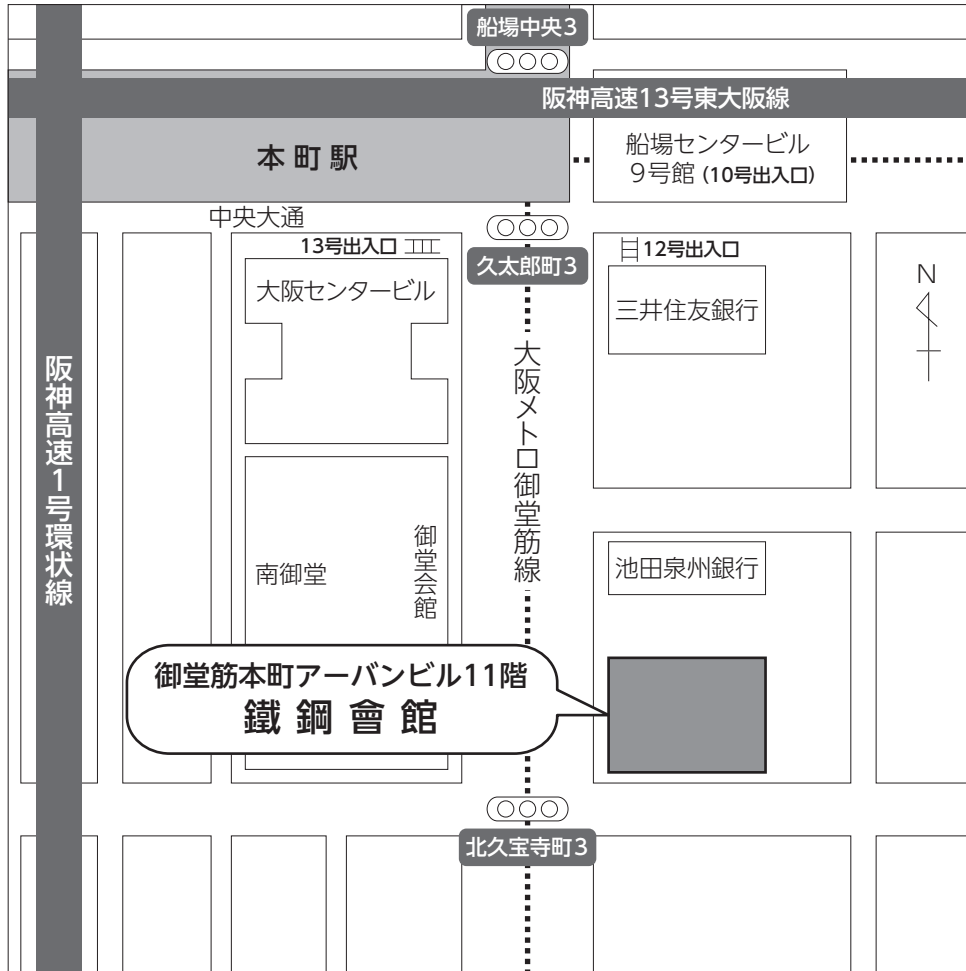
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
うえ 上 やま 山 いさお 公	2007年3月 当社常勤監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号 御堂筋本町アーバンビル11階
鐵鋼會館 5・6号会議室 電話 (06) 6227-8221



大阪メトロ御堂筋線・中央線・四つ橋線 本町駅 (10・12・13号出入口) 徒歩約3～7分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。